

国民健康保険税など市税の 納め忘れにご注意ください!!

国民健康保険税 納 期 限	固 定 資 産 税 納 期 限	市道民税(普通徴収) 納 期 限
7 期 令和8年 1月5日(月)	4 期 令和8年 1月5日(月)	4 期 令和8年 2月2日(月)
8 期 令和8年 2月2日(月)		

市税を滞納したまま納税相談に来なかった場合や、放置した場合は、**延滞金**が課されるだけでなく、**預貯金・給与・不動産等の差し押え**などの滞納処分となりますのでご注意ください。

納税相談窓口について

失業や営業不振などやむを得ない事情により税金を納期限までに納付することが困難な方、滞納している税金を一括して納付することが困難な方については、税務課納税係（市役所3階2番窓口）にて納税相談を受け付けています。

夜間 12月2日(火)、12月3日(水) 17時30分
相談窓口 **12月4日(木)、12月23日(火) 20時**

夜間相談窓口については、上記の期日以外でも随時受け付けますので、お電話でご予約ください。

●便利・安全・確実な口座振替にしませんか？

口座振替のお申し込みは簡単！次の3ステップだけで完了します。



申込月は、納付書払いとなります（最短で、翌月末から口座振替が開始されます）。口座振替をご希望される場合は、市公式ホームページ（ページID：1899）をご覧ください。税務課納税係までお問い合わせください。



▲HPはこちらから

【スマホ決済アプリ・クレジットカード等での納付の際の注意事項】

- スマホ決済アプリからのバーコード読み取り、eL-QRを利用した納付手続きには、領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。
- 二重払いが多発しております。納付後は、納付書に「納付済」等のメモを記載するか、納付書を破棄することをお勧めします。

市税等の「口座振替済通知書」の廃止について

市税等を口座振替により納付している方に「口座振替済通知書」を送付していましたが、省資源化および経費節減の推進のため、令和7年度から廃止しました。納期限に口座振替された額については、通帳の記帳等によりご確認ください。

- 対象税目等：国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を社会保険料控除される方へ
必要な場合は「納付証明書」（無料）を発行します。詳しくは、下記までご連絡ください。

・税務課Tel.28-8021 ・保険医療課Tel.28-8016 ・介護福祉課Tel.28-8026